

- 
1. 優先的検討指針策定の背景
 2. 優先的検討プロセスの全体像
 3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
 4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
 5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
 6. 国によるフォローアップ、支援措置
 7. 参考資料

3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について

(1) 優先的検討指針（平成27年12月15日）【政府が策定】

- 優先的検討規程を策定する際に拠るべき準則として政府が定めたもの。
- 主に次に掲げる3要件について明記した優先的検討規程を策定することとしている。
 - ① **明確に定めた対象事業**について優先的検討を行うこと
 - ② **客観的な基準**によりPPP/PFI手法導入の**適否を評価**すること
 - ③ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に**適しない**とした場合は、その**評価内容を公表**すること

(2) 優先的検討規程（平成28年度中に策定）【各地方公共団体等が策定】

- **地方公共団体**（主に人口20万人以上）、各省各庁、公共法人（独法、特殊法人、公社等）が策定（参考資料参照）。
- 優先的検討指針に基づき、PPP/PFI手法を優先的に導入するためのプロセス等を規定。

(3) 優先的検討規程策定の手引（平成28年3月17日）【内閣府が策定】

地方公共団体が円滑に優先的検討規程を**策定**する際に参考となるものとして内閣府が作成したもの。次に掲げるもので構成。

- ① 指針とその解説
- ② 優先的検討規程の**ひな形**
- ③ **簡易な検討の計算表（費用総額比較を自動で計算できるエクセル形式のワークシート）**

(4) 優先的検討規程運用の手引（平成28年度中策定予定）【内閣府が策定】

地方公共団体が円滑に優先的検討規程を**運用**する際に参考となるものとして内閣府が作成するもの。平成28年度中に策定予定。

(5) ガイドライン【事業所管大臣が策定】

各事業の特性を踏まえた優先的検討規程を策定できるよう、事業所管大臣が作成することができるもの。対象事業、適切なPPP/PFI手法の選択、簡易な検討等について解説。